



**JASDAQ**

平成23年8月26日

各 位

上場会社名 株式会社明豊エンタープライズ  
代表取締役 梅 木 篤 郎  
社 長  
(JASDAQコード 8927)  
取締役  
問合わせ先 執行役員 安 田 俊 治  
管 理 部 長  
(電話番号 03-5768-6573)

## 訴訟の判決に関するお知らせ

平成23年8月26日、当社に対して株式会社みずほ銀行より提起されていた訴訟についての判決が東京地方裁判所でありましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

原告の株式会社みずほ銀行（以下「原告」という）は、当社及び株式会社シティクルーズが共同して実施した「天満1丁目マンション共同事業」において株式会社シティクルーズが原告に対して負担する貸金債務について、原告の請求により当社が第三者弁済することを約したと主張した上で、株式会社シティクルーズの返済が見込めないと判断し、平成20年12月3日付にて、当社に対し、弁済を請求しました。

しかしながら、当社は、原告の抵当権実行の前に第三者弁済の機会を与えられたものであり、債務保証をした事実はないため、原告に対し、弁済しない旨回答しておりましたが、原告がそれを不服として、当社を相手方として、当該貸金元本残高の支払を求める旨の訴訟提起がなされたものであります。

なお、原告は平成22年6月21日付で本訴訟の提起を行い、その後、平成22年7月14日付にて原告の都合により請求金額の一部を取り下げております。

これに対し、当社は原告の主張には根拠がなく、当社が支払いに応じる理由はないとして、当社の正当性を主張して争ってまいりました。

#### 2. 当該訴訟を提起した者

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) 商 号       | 株式会社みずほ銀行         |
| (2) 本 店 所 在 地 | 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 塚本 隆史       |

#### 3. 判決の内容

- (1) 被告は、原告に対し、金472,655,189円を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) この判決は、仮に執行することができる。

#### 4. 今後の見通し

本件における当社の対応につきましては、控訴期間中に判決の内容を慎重に検討の上、適切に対処する方針です。なお、当社の業績に対する影響は、現在精査中であり、確定次第、すみやかに開示いたします。

以 上